

競技上の注意と確認事項

1 競技規則

本大会は、令和5年度(公財)日本ハンドボール協会競技規則によって行う。

2 競技会場

(1) 競技会場・コートの広さは、以下のとおりとする。

○宮崎県体育館 (36m×20m) 2面

○宮崎市総合体育館(38m×20m) 2面

(2) 別紙「感染拡大防止ガイドライン」「会場使用上の注意」等を遵守して使用する。

3 種別及び参加人数

参加人数は、チーム役員4名以内・選手16名以内の合計20名以内とする。

4 競技方法

競技方法は、各県1位代表および2位代表によるトーナメント方式とする。

(不参加が生じる県の代表枠については、開催県および次年度以降の開催県順に補充する。)

5 参加資格

参加資格は、実施要項「9-(1)~(2)」のとおりとする。

臨時トレーナーについては、別に定める。※競技上の注意「17」参照

6 競技日程・時間

(1) 競技日程は、プログラムのとおりとする。

(2) 競技時間は、「前半30分-休憩 10分-後半30分」とする。同点の場合は、下記の通りに延長戦を行う。

○決勝までの全ての試合

【トス~第1延長(前半5分-休憩1分-後半5分)~7mスローコンテスト(5名)】

西地区大会の出場決定戦は、「前半25分-休憩 10分-後半25分」とし、延長戦は上記と同様に行う。

(3) 競技時間は、加算式の電光表示板を使用し表示する。(卓上電光表示板を使用することもある。)

(4) 競技終了やチームタイムアウトの合図は、ブザー・ホーン、または笛で行う。

(5) ①退場者の番号と入場時間は、電光表示板(退場タイマー)または、「記録席上に用紙で表示」する。

②入場の判断は、チームの責任である。記録席から合図することはなく、問いかけられても回答しない。

7 大会使用球

大会使用球は、(公財)日本ハンドボール協会検定球とする。

モルテン・・・男子3号球、女子2号球(ヌエバ X5000)

8 トス・ユニホーム

(1) トスは、ユニホーム確認の際に記録席前で行う。立ち合いは、チーム役員・選手のいずれでもよい。その際、チーム役員の服装(色)及び臨時トレーナーの有無についても確認する。※11(5)、17(1)

(2) 第1試合のユニホームの確認は、試合開始30分前に記録席前で行い、その後は前試合のハーフタイムで行う。確認の際には、試合に着用する全ての種類のユニホームを持参する。調整が見つからない場合は、トーナメントによるチーム番号の大きいチームが変更する。チーム番号が同じ場合、○が付されているチームが変更する。

- (3) ユニホームについては、下記の通りとする。条件に満たない場合は、当て布等で覆わなければならない。
その色はユニホームと同色でなくてもよいが、チーム全員が同色とし、同じデザインにする。
- ① 番号の大きさ(高さ)は、胸10cm以上・背20cm以上とする。
 - ② メーカーのロゴは、20cm²以内の目立たないものとする。サポーター等も同様とする。
 - ③ 背中に氏名等の文字表記をする場合は、大きさ(高さ)10cm以内とする。
 - ④ 試合中にユニホームが破損したり、血液が付着したりして競技を続行できない時は、別のユニホームに着替えなければならない。その場合は、異なる番号でも良い。
 - ⑤ チームは、ユニホームとして「シャツ・パンツ・ソックス」の色をそれぞれ統一すること。
ソックスは、色が揃っていればよく、メーカーのロゴは問わない。
- (4) ゴールキーパー
- ① チームで同色とする。
 - ② コートプレイヤーがゴールキーパーに代わる場合は、登録された同じ番号でなければならない。
併せて、登録されたゴールキーパーと同色のユニホームを着用することは許される。
- (5) 身につけられるものについて
- ① 短パンツの下に着用するサイクリングパンツやウォームパンツ(アンダーウェア)は、短パンツの基調色か、同色とし、チームで統一していれば着用できる。
 - ② ユニホームの外にアンダーウェアが出る場合があっても、立っている状態で見えなければ正さなくてよい。
 - ③ 長袖のアンダーシャツ・アーム(ロング)スリーブ等は、ユニホームに使用されている基調色と同色であれば着用できる。
 - ④ ふくらはぎのコンプレッション(加圧)サポーターは、靴下と同色であれば着用できる。
 - ⑤ 複数の部位を覆うサポーター等やメーカーのロゴが20cm²以上ものは着用を認められない。
 - ⑥ 金具入り等、敵味方を問わず他の選手に危害を与えるものについては、その着用を認めない。
 - ⑦ 眼鏡及びスポーツゴーグル等を使用する際には、固定バンドの装着を必要とする。
ただし、金属製のフレーム等については使用できない。
 - ⑧ 詳細は、「JHA保護を目的とした装具」を参照すること。
- (6) 眼鏡・スポーツゴーグル
- 眼鏡及びスポーツゴーグルを使用する際は、固定バンドの装着を必要とする。
ただし、金属製のフレーム等については使用できない。

9 登録証・公認資格証とチーム役員・選手の確認

- (1) 事前に所定の手続きを完了した登録証のあるチーム役員・選手のみが競技に参加・出場することができる。
 - (2) 交代地域には、チーム責任者1名、チーム役員3名以内、選手16名以内の合計20名以内が入ることができる。
 - (3) チーム役員・選手の変更については、5月11日(木)までに変更申請が完了したことで決定する。
変更申請が完了した内容については、5月12日(金)代表者会議で各チームに周知する。
 - (4) ① トスの際には、テクニカルオフィシャル(以下:TO)に登録証を提出する。
提出不可、または不備(写真添付なし等)があった場合は、試合に出場・参加することはできない。
 - ② 審判員が、試合前に交代地域にてチーム役員・選手及び登録証を確認する。
試合中は、TOが登録証を管理し、試合終了後に両チーム代表者に返却される。
 - ③ 失格したチーム役員・選手、または、裁定委員会に提訴されるチーム役員・選手には、その場で返却しない。
- (5) チーム役員は、試合中に大会主催者が準備した「A・B・C・Dカード」を着用し、試合終了後に返却する。
チーム責任者は、「Aカード」を着用する。

10 公式記録用紙

- (1) 記録用紙は、ランニングスコア用紙とする。
- (2) チーム責任者は、試合開始前に公式記録用紙に記載されている「役員氏名・カード、選手氏名・背番号」を責任を持って確認し、サインをする。公式記録用紙に記入されている者だけが、交代地域に入ることができる。

11 交代地域 ☆交代地域:「3.5mラインを始点とし、センターラインから12mの範囲まで」

- (1) 各チームのボール等の用具類は、競技開始前にケース等に収納して交代地域内にて管理する。
競技開始後は、ボールに触れることを含めてボールの使用を禁止する。
- (2) 飲料水は、飲み口の細い「個人の容器」を使用し、コップの使用を禁止する。
感染予防対策として、ペットボトルを用いたチーム内の回し飲みも禁止する。
- (3) 交代地域では、通信機器の使用を認める。
詳細は、JHAホームページ「交代地域に持ち込み可能な技術的機器に関するガイドライン」を参照する。
- (4) 試合中、選手が交代地域内で簡単な準備運動をすることは認める。
ただし、ボールの使用やコート内への指示・応援、立位のままで観戦することは不可とする。
- (5) チーム役員は、相手チームのコートプレーヤーと異色の服装でなければならない。
トスの際にユニホームの色が確定した後に、役員の色を確認する。
- (6) チーム役員は、原則として座っていなければならない。
ただし、チーム役員1名のみが、戦術的な指示や治療を目的として、交代地域の範囲内で動くことは許される。

12 チームタイムアウト

- (1) チームタイムアウトは、1試合で3回請求することができ、前後半にそれぞれ最高で2回まで請求することができる。
また、試合の後半残り5分間は1回しか請求できず、延長戦は請求できない。(女子交流戦は、1回のみ)
- (2) チームタイムアウト請求カード(グリーンカード)は、チーム役員だけが提出することができる。
請求する場合は、記録席まで持参する。提出するために、コーチングエリア(3.5m)を越えたらグリーンカードを提出しなければならない。躊躇することは許されない。
ただし、請求および受け取りと判定のタイミングにより、チームタイムアウトにならない時があるので、その場合は、グリーンカードをチームに戻す。
- (3) グリーンカードは、常にベンチに置いておかなければならない。請求する時のみ、持つことが許される。
- (4) グリーンカードは、TOが直接受け取ってよい。

13 休憩時間(ハーフタイム)

- (1) 休憩時間のコート使用は、次試合のチームが練習のため使用する。ただし、アップチームは感染症対策を万全に行い、試合中のチームに話しかけたり、不用意に接触したりしない。
- (2) コートの使用時間は「9分」とし、後半開始までの残りの1分間は、コート整備等の時間とする。
※タイマーは「9分の減算表示」とし、9分のブザー合図で速やかにコートアウトする。

14 テクニカルオフィシャル、裁定委員会

- (1) 本大会は、各試合にTOを配置する。配置は2名を原則とし、マッチオフィシャル(MO)兼務タイムキーパーを担当するテクニカルデレゲート(TD)、及びスコアキーパーを担当するTDで対応する。
- (2) テクニカルオフィシャル(MO・TD)は、競技委員長のもとで競技役員として各試合に立ち会い、各試合を円滑に運営するため審判員・全競技役員・補助員と協力して試合を管理する責任者である。
- (3) 本大会に裁定委員会を設置する。委員は、競技委員長・競技副委員長・審判長・副審判長などとする。
なお、必要に応じて関係者を同席させることがある。裁定しなければならない事案が生じた場合は、当日中に裁定して関係者に通知する。

15 負傷者カード

- (1) コート上で治療を受けたプレーヤーは、速やかにコートから出なければならない。
その後、そのプレーヤーは自チームが3回の攻撃を終了するまでコートに戻ることはできない。
これを表示するために、負傷者カードを記録席に表示する。
3回の攻撃が終了し、コートへ戻ることが可能になったら、このカードを取り除く。

(2) 延長戦を含めて前半・後半が終了したら、3回の攻撃回数が終了していなくても、次の開始時点からコートに入場できる。

16 次の試合のチーム役員・選手のフロアへの入場

次試合のチーム役員・選手は、前試合が終了後に両チームの挨拶が終了するまで、フロアへの入場を禁止する。競技中に次試合の役員・選手が、フロアで練習をしたり、試合を観戦したりすることがあってはならない。

17 臨時トレーナー

- (1) 臨時トレーナーとは、役員登録をしていない公的資格を有するトレーナーを指す。
トスの際には、必ずTOに申告する。席は、交代地域から離れた場所に設置する。
- (2) 臨時トレーナーは、交代地域やコート内に立ち入ることや応援・指示はできず、自席での対応のみとする。
選手は、一時的に交代地域から許可なく離れ、臨時トレーナー席で治療等を受けることができる。
- (3) TOが、試合開始前にトレーナーである資格証の提示を求める場合があるので準備しておく。

18 表彰

競技2日目に、各会場において、決勝終了後に優勝・準優勝の表彰を行う。

19 感染症対策

- (1) 別紙「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照し、大会期間中は、うがい・手洗い等、健康に十分配慮する。競技会場の内外において、マスクの着用は任意とする。万一の事態に備え、ホテル・旅館等でも検温ができる準備を各チーム・各自で行う。
- (2) 自己管理・感染症予防のためにホテル滞在中は、各室でも個人的に感染予防に積極的に取り組む。
大会前から練習中はもとより、生活全般で体調管理に留意する。
- (3) 競技中（試合中）、チーム役員のマスク着用は任意とする。
- (4) **大会前1週間にチーム関係者が発熱した場合は、その対応を含め、大会本部に連絡する。**
- (5) 感染症対策の責任者は、チーム役員となる。移動行程や会場での感染症対策の他、チーム関係者から発熱者や体調不良者が出た場合は、責任者の管理下でホテル待機、医療機関、検査機関の受診等の業務に対応する。

20 危機管理

各チーム・各個人で危機管理意識を高く持ち、各種の緊急事態に備える。

21 試合の開始と終了

開始時は、選手全員が交代地域から横1列で入場して、あいさつをする。

22 観客席

- (1) 今大会は、スポーツ競技活動を通じた社会活動の一場面でもある。各チームの役員は、「競技上の注意」「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」「会場使用上の注意」などを選手たちに徹底させる。
- (2) 入館や退館の時間や人数の制限は、行わない。ただし、チーム関係者は、一斉入館・一斉退館を原則とする。

23 申込チームの欠場（辞退）の場合

- (1) 欠場（辞退）による代替出場は行わない。
- (2) 欠場（辞退）チームの大会参加記録は、「参加」として記録し、連続出場や通算出場の記録は継続する。
- (3) 試合記録は、欠場（辞退）のチームの不戦敗とし、スコアは0-16とする。
- (4) 競技日程・試合開始時刻などは、原則として変更しない。

24 大会期間中に発熱者が出場

- (1) 発熱・咳・咽頭痛などの症状を訴える役員・選手を確認した場合は、速やかに帰宅させるかホテルに待機させ、医療機関・発熱外来などに相談する。
- (2) 上記(1)を訴えた役員・選手からの聴取により、対面して食事をしたり、ホテルで同部屋だったりする等の接触があった者についても、その後の諸活動を中断させ、速やかに帰宅させるかホテルに待機させ、医療機関・発熱外来などに相談する。
- (3) 上記(1)(2)により、チーム内外に濃厚接触者および感染者の拡大が疑われる場合などは、チームとして、その後の参加(競技)を見合わせる。

25 大会期間中の集団飲食について

- (1) 競技会場内での昼食・間食などは、チーム内であってもソーシャルディスタンスを保ちながら、会話を控える等、感染症防止対策に十分配慮する。
- (2) 宿泊時の夕食や朝食など、チームで飲食をする場合は、多人数・長時間の飲食にならないように十分配慮する。